

---

xliv 全米基準改訂チャート (National Standards Revised Chart) (2/01) を参照。児童局のウェブサイト <http://www.acf.dhhs.gov/programs/cb/kaws/im/im/0101a1.htm> で見るができる。

xlv DEBRA RATTERMAN BAKER ET.AL., MAKING SENSE OF THE ASFA REGULATIONS: A ROADMAP FOR EFFECTIVE IMPLEMENTATION 164-166 (American Bar Association National Child Welfare Resource Center on Legal and Judicial Issues 2001).

xlvi DEBRA RATTERMAN BAKER ET.AL., MAKING SENSE OF THE ASFA REGULATIONS: A ROADMAP FOR EFFECTIVE IMPLEMENTATION 166 (American Bar Association National Child Welfare Resource Center on Legal and Judicial Issues 2001).

xlvii 45 C.F.R. § 1355.33.(c).

xlviii 45 C.F.R. § 1355.33.(c).(4)(•).

xlix 45 C.F.R. § 1355.34(d).

I 45 C.F.R. § 1355.35.(a).

li DEBRA RATTERMAN BAKER ET.AL., MAKING SENSE OF THE ASFA REGULATIONS: A ROADMAP FOR EFFECTIVE IMPLEMENTATION 170 (American Bar Association National Child Welfare Resource Center on Legal and Judicial Issues 2001).

平成 13 年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究  
主任研究者：鈴木博人

## 分担研究報告書

### アメリカにおける家庭維持・家族再統合のための親へのケア ～ペアレンティングクラスの場合～

分担研究者 桐野 由美子 京都ノートルダム女子大学教授

#### I. はじめに

1998年に国連子どもの権利条約委員会からの最終所見で「日本の児童保護システム (structure) の不十分さ」を指摘された。その後厚生労働省の書面を見ると我国の児童保護システム構造として、「家族再統合」と「社会自立（成年に達するまでの長期養護）」の二項目を要保護児童の日本型パーマネンシープランニング（子どもの永続的計画）としてあげている。しかし、できる限り子どもが在宅のまま親への集中的ケアを提供することによる家庭維持、また、子どもの家庭外措置がやむを得なかった場合には親への治療プログラムを提供し、親の回復後に子どもが速やかに家庭復帰する、というパーマネントプランは実際にはあまり達成されていないのが現状である。

加えて、児童養護施設等が満杯状態になっている現在、今後の日本における児童虐待の予防ならびに被虐待児家庭外措置後の親子再統合達成を目標とする、虐待者である親へのケアの強化ならびにその体制作りが不可欠であることから、筆者は2001年秋に、約30年の歴史を持つ、アメリカの親へのケアの一形態であるペアレンティングクラスの実態を調査し、関連法やマニュアル・ファシリテーター養成課程などの情報を収集した。これらの研究結果は、現在すでに独自のペアレンティングクラス（マザーグループなど多種の名称）を実施している日本の専門家が、日本独特のシステム作成の際に重要な参考資料となると考えられる。

#### II. アメリカにおける親へのケアの法律上の背景

##### A. 連邦法

州の家庭維持・家庭支援サービス提供に対する連邦補助金は社会保障法 (the Social Act) のタイトル 4-B、サブパート 2 (Subpart 2 of Title IV-B) に規定されているが、その充当金に関しては下記の連邦法に定められている。

1997年に制定された連邦法 the Adoption and Safe Families Act (養子縁組および安全家庭法：以下 ASFA と略す) では第 1 に、子どもを家庭外（フォスターケア）措置する以前に、家庭分離を防止する、また第 2 に、(家庭外措置の) 子どもがその家庭に安全に復帰することを目標に「正当な努力」をしなければならないと規定している。なお、本稿では以下、この第 1 の目標を「家庭維持」、また第 2 の目標を「家族再統合」

と表現する。

前後するが、1993年に制定された連邦法「家庭維持と家庭支援サービス法（Family Preservation and Support Services Act）」は、ASFAの元に再認可され、「安全安定家庭促進法（Promoting Safe and Stable Families Act of 1997：以下PSSFと略す）」と改名された。このPSSFにより2001年度までの州対象連邦補助金予算を設定し、各州に対して家庭維持、地域基盤ファミリーサポートサービス（community-based family support services）、実施期間制限付きの家族再統合プログラム、養子縁組成立後サービスに、より一層力を入れるよう要請した。

加えて2001年11月にPSSF改正法（「安全安定家庭促進改正法：the Promoting Safe and Stable Families Amendments of 2001」）が制定され、2002年度以降も各州は独自の家庭維持・家庭支援プログラムを今まで通り継続することが可能になったところである。なお、PSSFによる連邦補助金として2002年から2006年の期間に対し12億ドル、2007年から2011年の期間に対し22億ドルを予算化している。

このように連邦が援助する家庭維持・家庭支援プログラムの主な形態の1つが今回調査したペアレンティングクラスである。

#### B. 州法

各州は連邦法に照らし合わせて州法を制定している。全ての州法に「ペアレンティングクラス」を親へのケアプログラムとして明記しているわけではないが、ここに例としてワシントンDCの場合をあげる。

1995年に改定したワシントンDC法では、児童虐待で家庭外措置された子どもが家庭復帰するための親に提供すべきサービスとして裁判官は、ペアレンティングクラスならびにファミリーカウニングを受講するよう命令することができる」と規定されている（District of Columbia Official Code, Division1, Title 4, Chapter 13, Subchapter 1, Part A. Section 4-1301.09）。

また、バージニア州の場合、離婚調停の過程で監護権を獲得する親に、裁判官が「コーペアレンティングクラス（別居しても両親が共同で子育てをする方法を習得することを目標とするグループ）」と共に、ペアレンティングクラスも受講するよう要請することがよくあるそうである。

### III. ペアレンティングクラス

ペアレンティングとは概して子どもを養育することであり、親業と訳されていることもあり、ペアレンティング・エデュケーション、ペアレンティング・スキル、ペアレンティング・プログラム、ペアレンティング・クラスのように、他の単語に付随させて使用することが多い。

ペアレンティングクラスはアメリカで1970年代中頃から脚光を浴び、地域のニーズが高まるとともに、行政ならびに民間団体の手により児童虐待防止プログラムとして発展してきたプログラムである。なお、今回の聞き取り調査から、ペアレンティングプログラムが昨今急激に発展してきたのは、それまで家族再統合を目標とする親のケア受講命令の定番であった、セラピーとカウニングの成果が見られないという批判的意見が高まり、子育てや、体罰を含まない効果的しつけなどの実際的スキルの教

育を含む治療プログラムとして、ペアレンティングクラスに社会の期待がかかってきたことが大きな理由であったことがわかった。

#### A. 多様性

今回の聞き取り調査で、ペアレンティングクラスは多種多様の形態をとっていることがわかった。しかし、どのペアレンティングクラスも共通して含んでいる内容として、次の4構成要素にまとめることができるようである。

- a) 子どもの発達に関する教育
- b) 効果的しつけ
- c) 自分を知るための心理的治療プログラム
- d) アンガーマネジメント（怒りのコントロール）

このようにペアレンティングクラスには教育的要素と治療的要素が混合しているのが特徴である。また、第4番目の構成要素であるアンガーマネジメント（怒りのコントロール）は、ペアレンティングクラスと別個のプログラムとして設けている場合も多くある。

アメリカのそれぞれの地域で実施されているペアレンティングクラスの多種多様性をかもしだしている点を次に系列し、それぞれについて説明する。

- ・主催者
- ・ファシリテーター
- ・参加者
- ・プログラム・モデル
- ・カリキュラム構成・期間・頻度
- ・ペアレンティングクラスに付随して提供されるサービス
- ・評価・効果測定

なお次頁に、今回の筆者の聞き取り調査対象機関名とそれぞれのペアレンティングクラスの特徴などを表にまとめたので、参照していただきたい。

#### B. 主催者

ペアレンティングプログラムが発展する初期では主に民間団体が実施していたが、裁判所が治療プログラムとしてペアレンティングクラスを親に受講命令することが慣例になると共に、各地域で子どもの措置権を有する児童保護局のソーシャルワーカーの手で自分たちのクライアント対象に独自のペアレンティングクラスを始めだしたケースが多くみられる。しかし、ペアレンティングクラス受講対象のクライアントが増大しているため、それまで下請け契約を結んでいたペアレンティング事業を担う民間団体にも継続的にクライアントを紹介している地域が殆どである。公的機関主催として児童保護局と同様に多いのが精神保健センター（mental health centers）であり、また、数はそれほど多くないものの、ワシントンDC 上位裁判所やカリフォルニア州ロスアンゼルス郡エーデルマン・チルドレンズコート（子どもの裁判所）のように裁判所が主催するペアレンティングクラスが注目を浴びる傾向がある。

ペアレンティング事業を運営している民間団体の規模はまちまちであるが、ワシントンDCのカトリック・チャリティーやニューヨーク市のフォーレストデールのように、以前は里親家庭委託ならびに養子縁組斡旋事業を主に実施していたが、1990年代初期から強調されてきた地域基盤サービスの影響を受けて、ペアレンティングプログラムも開始し、子どもと里親あるいは養親へのサービスと同時に、実親へのそれも並行して担い出した民間団体がよく見られる。

#### C. ファシリテーターと研修

グループ実施担当者であるファシリテーターを、児童福祉局ではソーシャルワーカー

児童福祉局主催ペアレンティングクラス		裁判所主催ペアレンティングクラス		民間団体主催ペアレンティングクラス	
1. パーシニア州ア ーリントン郡 子ども家庭サー ビス局	★前半はペアレンティングクラスと 子どものクラス並行。後半は親子 合同のクラス（親子相互関係） ・STEP モデル基盤の独自プログラム （連邦政府助成金獲得） ・ブリテスタ/ボスタテストで効果 測定、週1回9〜11週のコース ・送迎サービスも提供する ・7〜8割参加者が裁判所命令 ・年間に14のプログラムを実施	1. ワシントン DC 上位裁判所ソニーシ ヤルサービスクラス ファミリー・カウンセ リングユニット 2. エーデルマン・ チャルドレンズ・コー ト（アメリカ初級の被 虐待児のみ対象の 裁判所）	・週1回（2時間）、2つの グループ並行で実施 ・ペアレンティングクラス は10週間、アンガーマネ ジメントは14週間 ・定期的に裁判官に報告 ★児童虐待ケースのみ扱う 裁判所の調停員（臨床ソ ーシヤルワーカー専攻）担当 ・週1回/6週間コース ・参加者全員裁判所命令 ・1クラス約25名 ・欠席1回で失格とする ・薬物療法等の治療を受け ている者は受講不可 ・司法管轄資金で運営	1. ワシントン DC カトリックチャーチ イー	・1995年ワシントン DC 法改正で親のケア 受講命令にペアレンティングクラス必須 ・多種多様なモデルを要望に応じて作成 ・1991年より開始。2001年度は111サイ トのペアレンティングプログラム実施 ・薬物依存症対象施設でのクラス開催 ・週1回/8週間/15人参加者が標準 ・思親・養子縁組幹旋事業も実施 ・家庭外措置防止と家族再統合両方を目的 ・家庭維持と家族再統合の両方を目的 ・週1回（3時間）/14週間のプログラム ・2人のソーシヤルワーカーがファシリテータ ー。年に3〜4回実施 ・1クラス15人。約45〜50%が卒業 ・ニューヨーク市と州の両方からの資金 ・クラスの前・中・後にテスト評価 ・「若い父親」対象のプログラムも実施
2. ワシントン DC CFS(チャイルドフア ミリーサービスクラス)	・1回につき3クラス並行に進行。 年3回実施（年間に9コース） ・12セッション（週1回）で1コ ース終了（2回欠席でアウト） ・ペアレンティングクラスとアンガ ーマネジメント別個 ・毎年600〜700人受講 ・毎年200〜300人卒業 ・各セッションは90分間 ・ペアレンティングクラスはSTEPモ デル、アンガーマネジメントは RETINK モデル使用 ・1クラスに約30名参加 ・各セッションで宿題を出す			2. ニューヨーク市フ ォーレストデール	・5タイプのペアレンティングプログラム ・一番大規模：カイホガ郡児童家庭局からの紹 介：郡は家庭維持と家族再統合の為に17週 間のコース受講要請 ・週1回（2時間）で5クラス同時進行 ・毎週100〜120人・1グループ15人参加・1 グループに2名のファシリテーター ・年に2回「ファーカーズグループ」を開催し 参加者の意見交換・反省・機関への要望を 聞く。 ・ピーチブルック全職員340人 ・ペアレンティングとアンガーマネジメント を別個に提供 ・地域基盤型サービス提供 ・順番を待たずにすむように、途中から参加で きるシステム ・ブリ/ボスタテストで効果測定 ・学校基盤・文盲・ドロップイン対象7人等
4. ニューヨーク市 子どもサービスアド ミニストレーション (ACS)	・児童虐待防止ユニットが主に担当。 しかし、ニューヨーク市の場合、殆 どが下請け契約の民間団体にペアレ ンティングクラス受講の委託をす る。 ★家庭訪問とペアレンティングクラ スを並行して実施するプログラム ・週1回/12週間のプログラム ・問題のある親には長期支援プログ ラム提供			3. オハイオ州 クリーブランド市 ピーチ・ブルック (ファシリテーター 課)	・小規模ペアレンティング事業団体 ・ロスアゼルス郡児童福祉局の下請け契約 による参加者と任意参加者の両方 ・スペイン語と英語両方のクラス ・低所得者、外国人、難民等来訪
5. オハイオ州 ルーカス郡チャルド レンズサービス局	・夜のペアレンティングクラス開催 時に多数の職員が総出して保育 ・10グループが同時進行 ・週2回/10週間で1コース ・3ヶ月に1回の卒業式で毎回約240 名卒業。スペイン語クラス有			4. カリフォルニアホ スピタル・メデイカル センター	

ーが、精神保健センターではセラピストあるいはカウンセラーが、裁判所では調停員 mediator やファミリーカウンセラーが、また民間団体では教育者あるいはソーシャルワーカーが担っている。これらのファシリテーターの共通点は、誰もがまず既存のペアレンティングファシリテーター養成の研修を受けることにある。

全国的に定評のある研修を行なっているのは、STEP(Systematic Training for Effective Parenting)、Active Training、Parenting Plus、CICC(Center for the Improvement of Child Caring)、Active Parenting、Common Sense Parenting、The ABC in Parenting などのペアレンティングモデルを提供しているファシリテーター研修センターである。どの機関も、スタッフ代表者何名かがいったん1つの既成研修コースを受講した後、機関独自のペアレンティングプログラムを自分たちの地域の文化に合ったかたちで作り上げているようである。

#### D. 参加者

児童虐待防止プログラムの1つのタイプとしてペアレンティングプログラムをみた場合、その参加者が予防、介入、家族再統合の3つの内のどれを目標にしているかによって分類する方法がある。この分類にそってみると児童虐待発生のリスク要因をもっているがまだ虐待をしていない親は予防を目的としてクラスに参加すると言える。また、虐待をしたことがあるが、まだ軽度なもので親子分離をするほどにまで子どもが危機状況にいない場合、その親に対するペアレンティングクラスは介入を目的にしている。すでに子どもが家庭外措置されており、ペアレンティングクラス受講を含むいくつかの裁判所命令に従わなければ子どもと一緒に暮らすことができない親の場合その親は家族再統合を目的としてペアレンティングクラスに参加していることになる。

このように3つのタイプの参加者に分類した場合、民間団体によるペアレンティングクラスをみても、複数のバリエーションを開発することにより、概して3タイプ全ての参加者を迎えることができるように工夫をしている所が多いようである。

同じことが児童福祉局あるいは精神保健センター主催のペアレンティングプログラムに言えるが、裁判所は例外で、常に裁判所命令により家族再統合を目標とする親のみを参加者として受け入れている。

1クラスに参加する親の数に関しては千差万別で、小さいクラスで5人から10人、大きいクラスでは25～35名のものもある。また、1回でコース終了する者が全体の60%ほどしかない機関もあれば97%の卒業率である機関もあり、まちまちである。

#### E. プログラム構成内容・長さ・頻度

プログラム構成内容・長さ・頻度に関しても多種多様である。今回の聞き取り調査では1回のセッションが2時間のものが多くみられた。日中に開催する機関（ビーチブルック、ワシントンDC 高位裁判所、エーデルマンチルドレンズコート・カリフォルニアホスピタルメディカルセンターなど）、仕事が終わりに家族で夕食をとった後の時間帯に、ソーシャルワーカーと従業員総出で、保育事業もふくめた運営をする機関（ロスアンゼルス郡コピナ地区家庭児童局）、あるいは昼と夜のクラスを同時進行させる機関（カトリック・チャリティー、フォーレストデール、オハイオ州ルーカス郡チルドレンズサービス局など）もあった。頻度に関しては1つのグループを週1回のペースで実施するケースが多かったが、カトリック・チャリティーのように各地域の要望に

応じて2週間に1回、あるいは1ヶ月に1回などのプログラムをテラーメードする機関もあった。

次に、特に工夫がなされていると思われたオハイオ州の民間団体ビーチブルックのペアレンティングとロスアンゼルス郡のエーデルマン・チルドレンズ・コートのパレンティングプログラムの概要をあげる。なお、各セッションの最後に宿題を出すこと、グループ終了者には認定書を授与することなどが共通点としてあげられる。また、多くの機関で十代の親対象、父親対象、里親対象、ドメスティックバイオレンスのシェルター居住者対象、ホームレス家族対象、学校のPTA会員対象などのバラエティーに富んだプログラムを展開していることも付け加えておく。

## 1. ビーチブルックの裁判所命令で受講する親対象

第1セッション：オリエンテーション

第2セッション：基盤を作りプロセスの始まり：怒り・失敗の念・事実に対処する

- a. 家族の行動（不健全/健全な行動・行動変容）
- b. 悲しみのプロセス（親子分離後の、親と子のお互いの悲しみの段階）
- c. 児童保護システムを理解する（児童福祉局・裁判所・ケースプラン目標）

第3セッション：子どもの自己尊重を肯定的に築きあげる

- a. 子どもが自分自身を好きになるよう支援する（親が子どもを支援する方法）
- b. 私たち（親）自身の自尊心を築き上げる（自分のことを「良く」感じる）

第4セッション：ペアレンティングのプロセス

- a. 親の養育者としてのストレンクス（能力・潜在能力・強さ）の確認
- b. ペアレンティングの目的を定義する
- c. ペアレンティングのスタイル（ボス型・玄関先の靴ぬぐい型・活動型）
- d. あなたが望む子ども像（勇気・自己尊重・協力）
- e. 自分がすべき行動を選択することを子どもに教える

第5セッション：怒りと感情の管理

- a. 感情の確認
- b. 怒りのコントロール（怒りのアセスメント・怒った時の体の状態・主張的行為と攻撃的行為・子どもへの怒りを再検討する・コントロールのステップ）
- c. 子どもの怒り（子どもが怒る理由・子どもが自分自身の怒りをコントロールする25の方法）

第6セッション：肯定的しつけ

- a. しつけとは何か（しつけの肯定的形態）
- b. たたくこと（理由・たたく代わりにどうするか）
- c. 効果的しつけ（タイムアウト・制限の設定・自然成り行き型しつけ）
- d. 子どもの癩癪
- e. ルール作り
- f. 個人のしつけプラン

第7セッション：コミュニケーション

- a. コミュニケーション定義・親子間コミュニケーション改善8つのアドバイス
- b. 「親が子どもに傾聴するスキル」改善・家族のコミュニケーション改善

第8セッション：0～4歳の子どもの発達（愛着・トイレトレーニング・癩癪）

第9セッション：5～12歳の発達（学校・嘘と盗み・家事手伝い・兄弟間対抗）

第10セッション：青年期（異性関係・家族間の契約・親からの別離・学校問題）

第11セッション：児童虐待（オハイオ州法の定義・要因・虐待に関するクイズ）

第12セッション：家族の役割（両親・ひとり親・自分の子ども時代・家族の目標）

- 第13セッション：薬物依存症（定義・症状・高いリスクを持つ子ども・予防法）
- 第14セッション：家計・家事・食事の栄養
- 第15セッション：ドメスティックバイオレンス（子どもへの影響・安全網設定）
- 第16セッション：ストレス対処法（親と子どものストレス・感情の確認・対処法）
- 第17セッション：小グループでのディスカッション（各参加者の抱える問題点）

## 2. ロスアンゼルス郡のエーデルマン・チルドレンズコート

- 第1セッション：オリエンテーション
- 第2セッション：ワークショップのルール・参考資料（許し・協力・ガイドライン）
- 第3セッション：子どもの発達とニーズ・子どもが傷つく言葉・世代間伝達の現状
- 第4セッション：傾聴・コミュニケーションスキル・I（私）メッセージ・愛憎と怒り
- 第5／6セッション：問題解消ガイドライン・暴力無しの交渉・不愉快さの無い「意見不一致」のありかた

### F. 評価・効果測定

連邦や財団からの助成金獲得のためもあり、それぞれの機関にとって自分たちのペアレンティングプログラムに対する評価および効果測定の実施は必須である。バージニア州アーリングトン郡子ども家庭サービス局ペアレンティングエデュケーション課では一人の常勤スタッフが年間14のペアレンティングプログラムをコーディネートする忙しい中に、連邦政府からの助成金を継続させるために、親の子育てなどに関する知識習得度ならびに子どもへの態度を計る2種類のプリテスト／ポストテスト、クラス終了後の親からのプログラム評価などを実施し、その成果を報告書にまとめあげる作業を定期的にこなしている。

### G. ペアレンティングクラスに付随して提供されるサービス

各機関はペアレンティングプログラムと並行して多種の独自のプログラムを展開している。

例えばアニー・ケーシー財団の元に始まったファミリー・ツー・ファミリー・イニシアティブをモデルにして地域基盤型サービスを提供しているオハイオ州ルーカス郡チルドレンズサービス局や同州クリーブランドのビーチブルックではそれぞれの地域に多種多様のサービスプログラムを持つドロップインセンターを設け、地域の市民が、自分のニーズに合ったサービスをたやすく得ることができるようにしている。特にルーカス郡チルドレンズサービス局は、ペアレンティングクラスで習得した子育ての知識を実際に家で応用するのを援助する必要性を重視し、受講者全員の家庭訪問を少なくとも週1回行ない、ソーシャルワーカーが親のロールモデルとなって支援している。

それぞれの機関のその他全ての工夫点をあげることは限られた紙面のため省略するが、次に3つの機関の例をあげて説明する。

## VI. 各地域でのペアレンティングクラスの現状

### A. 民間団体主催：ビーチブルックの場合

オハイオ州クリーブランド市の民間団体ビーチブルックは1852年創立以来約150年間地域の児童家庭福祉に貢献してきた伝統ある団体で、現在では次に記したように、

概して8種類の事業を営んでいる。

- a) 住居型・通所型の治療：5歳～12歳の重度の情緒的／行動問題をもつ子ども対象の集中型セラピー提供
- b) スポールディング養子縁組プログラム：学童児・兄弟姉妹グループとその実親家族対象の養子縁組斡旋／支援プログラム提供
- c) 青少年と家族クリニック：子どもと家族対象の外来精神保健サービス
- d) 家族維持：危機に直面している家族への家庭内セラピー
- e) 学校基盤型地域支援プログラム：情緒的／行動問題をもつ子どものための学校内でのサービス提供
- f) ファミリーヘルス（家族の健康）：親への支援と教育、児童虐待予防／介入プログラム
- g) 乳幼児センター（Early Childhood Center）：乳幼児対象の精神保健と児童虐待予防サービス
- h) 治療型里親委託（Treatment Foster Care）：セラピューティック／治療型、医療型（treatment）、従来型の里親家庭が、一時的あるいは永続的に実親から分離された子どもを養育する事業

上記の概要でわかるように、ビーチブルックは昔から精神保健サービスに力を入れている機関であり、2000年度には約13,000人の子どもと家族にサービス提供した。

2001年10月29日に筆者が来訪したのはクリーブランド市内の低所得階級者の居住区にあるファミリー・ドロップインセンターにオフィスを構えているビーチブルック・ペアレンティング課であった。この課では下記の5つのタイプのペアレンティングプログラムと、別個にアンガーマネジメント（怒りのコントロール）クラスを、1名のスーパーバイザーと8名のファシリテーター（ビーチブルックではファシリテーターを「ファミリーライフエデュケーター」と呼ぶ。常勤3名、非常勤5名）で提供している。なお、このドロップインセンターには医者・歯医者のクリニックなど多種多様な地域資源が集まっており、カイホガ郡の市民はこのセンターで数々のサービスを無料あるいは定価で受けることができる。なお、この地域基盤型サービスの特徴であるこの種のドロップインセンターは、筆者が2001年10月30日に聞き取り調査したオハイオ州ルーカス郡にも3箇所には設けられていた。

- a) カイホガ郡児童福祉局紹介の保護者対象
- b) ファミリードロップインセンターのクライアント対象
- c) イーブン・スタートプログラム：同系統のネイバーフッドプログラム主催団体と共催。イーストクリーブランドに居住し、主に中学校中退／低所得のアフリカン・アメリカンが参加するペアレンティンググループ
- d) 学校基盤：市内の公立小学校に出向き、教室を借りて若い父親を対象とするペアレンティングプログラム
- e) 十代の親対象ペアレンティングプログラム

上記の5つのプログラムの中で一番大きなプログラムはカイホガ郡児童福祉局（Department of Children and Families Services, 以下 DCFS と略す）からの紹介者対象の1コースが16セッションから成るもので、このプログラムだけで、毎週5セットのクラスを週1回の頻度で開催している。その参加者は毎週100～120名で、1グループに15～20名が参加する。またビーチブルックの各クラスには2名のファシリテーターがつくと同時にチャイルドケアワーカーたちによる保育事業とクラス受講者のための送迎サービスも無料で提供している。

このペアレンティングプログラムに向けてDCFSはビーチブルックに毎年約250,000ドル（一人1回クラス受講に約56ドル、インテーク1回につき67ドル）を支払って

いる。これを1ドル=130円で計算すると1名16セッション受講につき約1万2千円となる。

## B. 行政主催：

### 1. バージニア州アーリングトン郡子ども家庭サービス局

ペアレンティングプログラムを開始して以来まだ4年半の短い経歴を持つアーリングトン郡子ども家庭サービス局のペアレンティングクラスの特徴は親のグループと同時進行で子どものグループを展開させているところにある。その「Win-Win ペアレンティング・ワークショップ」と称する、筆者が観察してきた2001年10月22日のグループの様子も含めて記す。なお、このクラスに来る親子は裁判所あるいは子ども家庭サービス局虐待対応課からの紹介で参加しており、子どもが家庭にいるケースとすでに家庭外措置されているケースの両方を含んでいる。

午後6時半からまず、地域内のチャイルドケアセンターにある1つの大きな部屋を仕切りで親グループと子どもグループの2室に分けて45分間実施する。2001年10月22日の親グループは1人のファシリテーターと共に第5セッションとして、子どものスーパーバイザーとしての親の役目に関するディスカッションを行なった。その間子どもたち(6-12歳)のグループには2人のチャイルドケアワーカーがつき、まず風船遊びをし、その後各自の宿題に挑んだ。その後は部屋の仕切りを外し親子一緒になり、約25分間のスナックタイムには親子共同でサンドイッチを作り話し合いながら食事をした。続いて親子一緒の「エンゲージメント活動」が始まった。その日は「工芸の日」であったので、ある親子は粘土遊び、ある親子は壁飾り作りなどをした。

当局ペアレントエデュケーション課コーディネーターのアービナ氏によると、このモデルの利点は第1に、親のグループで習得したことをその場で即、子どもとの相互関係に応用できること、第2にファシリテーターが親子の交わりの際にロールモデルとして手本を見せることができること、また第3に、ファシリテーターが親子を観察することにより、各参加者を評価する(ストレングスと弱点をみる)ことができる点である。一方このモデルの弱点は、子どもグループの枠組が親のグループのようにしっかりと組まれていない点にあるようである。例えば親が怒りのコントロールについてのクラスをしていると同時に子どもに「自分の抱えた問題を穏やかに解決する方法」などのプログラムを提供し、子どもへの治療的かつ教育的プログラムをさらに強化したいとのことであった。加えて、子どもと同伴できない親が親子同伴者と共にグループに参加することから来る心の葛藤の可能性を筆者は考えざるを得なかったことを記しておく。

### 2. カリフォルニア州ロスアンゼルス郡コピナ地区家庭児童局

すでに10余年のペアレンティングプログラムの歴史を持つロスアンゼルス郡コピナ地域家庭児童局ではすでに約8000人の保護者がペアレンティングクラスを卒業している。このペアレンティングクラスを2001年11月1日に観察した時の第1印象はそのプログラムの規模の大きさと、機関職員チームワークの良さであった。

コピナ家庭児童局は約200人のソーシャルワーカーが勤務し、22ユニットから成る児童福祉局であり、その中の「家庭維持・家族再統合」ユニットがペアレンティング

プログラムを運営している。次頁にそのプログラム構成を図式化した。総体責任者である地域管理者 (Community Administrator) の下にペアレンティングプログラムディレクター、その下にペアレンティングプログラムコーディネーターと保育プログラムコーディネーターが配置されている。本機関のプログラムの特徴の1つはボランティアの手を借りながら、毎回約 150 名の参加者が連れてくる約 70 名の、0-12 歳の子どもの保育を機関の職員が責任を持って担当している点にある。この午後 6 時から 8 時半にわたる週 4 日開催されるペアレンティングプログラムに従事するための残業手当は約 2 年前から給付されているが、それまでの数年間は職員のボランティア精神から成り立っていたというから対した熱意である。

そのスタッフの熱意が伝わるのか、受講者の親たちは 10 週間にわたる 10 セッションのコースをいったん終了し卒業した後も、オフィスの温かい雰囲気と、すでにできた友だちに会うために再度プログラムに参加を希望し、オフィスはその希望者が何度も参加することを許可している。

組織図にあるように、1 回のセッションにつき各 25 人程の参加者からなる 10 クラスを同時進行させている。コピナ地区はヒスパニック系の市民が多いため、その内 2-3 クラスはスペイン語が堪能なソーシャルワーカーがファシリテーターになっている。

各参加者は週 2 回 (月・木あるいは火・金曜日) のクラスに参加しなければならないが、その理由は週 2 回あると、毎回出す宿題 (例えば子どもに冷静な口調でものごとを説明するなどの宿題) を次の日に必ずする可能性が高くなることが過去の経験から判明したからだそうである。

保育グループは週 4 日開かれる全クラスの参加者の子どもを対象とし、3 つの年齢グループ (0-2 歳、2-3 歳、4-12 歳) に分類している。4-12 歳のグループの子どもが一番多く、このグループだけで毎回約 50 名の子どもが参加する。0-2 歳の乳幼児には職員食堂があてられ、6 つの大きな食堂のテーブルが夜には赤ん坊のベッドに早変わりする。原則として乳幼児を除いた子ども約 15 人に 2 人のスタッフを配属するようにしているとのことであった。2 時間半の間に 15 分間のおやつ時間を設けており、おやつの前に小学生の子どもたちは宿題を、そして後半にはパブリックスピーキング (皆の前で自分の考えなどを発表する) の練習をさせる、あるいはゲームなどで遊ぶなどのプログラムを展開している。

過去 10 年余の間に保育担当ワーカーが身体的虐待の兆候のある子どもを何度か発見したこともあり、オリエンテーションで必ず親に「我々に通告の義務がある。グループに連れてくる子どもは清潔であること、病気でないこと、あざなどがなくないこと」などと、はっきり説明をしている。また、コピナ・ペアレンティングクラスは薬物療法中の精神障害をもつ保護者なども受け入れているが、薬をのまない状態でクラスに参加してはならないことに前もって同意してもらっている。同時に、クラス開催時には必ず警備員と医療補助員 (paramedics) を配置しているが今のところ、子どもが軽度の怪我をしたこと、そして一度ホームレスがオフィス内に忍び込み宿泊しようとした事件が起きたこと程度で済んでいる。



### C. 裁判所主催：ロスアンゼルス郡エーデルマンズ・チルドレンズコートの場合

エドモンド・エーデルマンズ・チルドレンズ・コート (Edmund D. Edelman Children's Court) は 1990 年に世界で初の児童虐待ケースのみを取り扱う裁判所として、家庭裁判所とは別個に設立された。この裁判所に調停員制度 (mediator program) が設けられたのが 1990 年で、調停員の資格条件は、行動科学、結婚／家族カウンセリング、または臨床心理学専攻修士を持つ者とされている。エドモンド・チルドレンズ・コートでは 1994 年以來、調停員による「Parents Beyond Conflict (葛藤を乗り越える親)」と題したペアレンティングプログラムを開催している。

毎回調停員二人がファシリテーターとなり、1 クラス 25-30 名の受講者対象に 2 時間のセッションを毎週 1 回持ち、オリエンテーションを含めて計 6 回のプログラムになっている。全員が裁判所命令により受講し、彼らの子どもたちは皆家庭外措置中である。2001 年 11 月 1 日に実施した筆者の聞き取り調査対象であった調停員フランシス・ベーカー・ジャクソン氏は、当裁判所でのペアレンティング受講者は概して、裁判所や児童保護局などの「システム」に対して激しい怒りを持って訪れ、ベーカー氏はその保護者の表情から、親とシステムの間で「引っ張り合い」のまっただ中に立ち、情緒的渦巻きの中に引き込まれていく子どもたちの顔が浮かぶと述べた。そこでワークショップの第 2 セッションでは特に「子どもが第 1」であるという概念を強調していると言う。

筆者は当日、第 3 セッションを観察する許可を得てクラスに参加したが、受講者の一人が、当日の 1 週間前に観察に来た見習いの調停員が、ワークショップ外の場所で後日、その受講者のプライバシーを損害する事件があったことから、筆者の観察を拒否し、結局筆者はワークショップ開催 30 分後にその場を去った。ベーカー氏によると、観察を拒否した受講者が出たのは、1994 年ワークショップ開始以来初のことであった。

### V. おわりに

例外はあるにしろ、子どもは概して、どんなことがあろうと自分の親を一番大事に思い、親と一緒に、愛情に満ち、安全で安定した家庭で育ちたいと願っている。

ゆえに、子どもの家庭外措置をできる限り避けることを目標とした親への集中的ケアプログラム提供、ならびに家庭外措置を余儀なくされた子どもが速やかに家庭復帰することを目標とした親へのサービス提供をシステム化し、一人でも多くの子どもが安全に永続的に家庭で育つように、今、日本は一步前進する必要がある。

今回のアメリカで実施されているペアレンティングプログラムに関する諸情報が、この我々の問題解決の過程で少しでも役立つことを祈ってやまない。

なお、エーデルマン・チルドレンズ・コートによるペアレンティングワークショップ観察拒否の経験をした筆者は、もともと機密保持を最優先すべきであると信じているので、現場観察に先立って、受講者全員からの観察承諾書を得ていない限り、観察は不可能であると考えている。

## 主な参考資料

アメリカ弁護士協会・子どもと法センター局長マークハーディン氏インタビュー, 2001年10月24日

バージニア州アーリントン郡立ヒューマンサービス局児童家庭課ペアレンティングエデュケーション・コーディネーター: コーリーン・アービナ氏インタビュー, 2001年10月22日

米国立フォスターケア・パーマネンシープランニング情報センター副局長ジュディー・ブランド氏インタビュー, 2001年10月26日

ビーチグルック・ファミリーヘルス課ペアレンティング・エデュケーションプログラム・コーディネーター: テリー・デービス氏インタビュー, 2001年2月9日

Dinkmeyer, D. Sr., McKay, G., & Dinkmeyer, D. Jr. (1997a). STEP: Systematic Training for Effective Parenting. Leader's Resource Guide. : Circle Pines, MN: American Guidance Services, Inc.

Dorman, R., & Spottsville, S. (1994). Parenting Plus. Department of Research and Training. Cleveland, Ohio: Applewood Centers, Inc.

エドモンド・エーデルマン・チルドレンズコート(子ども裁判所)調停課・調停員フランシス・ペーカー・ジャクソン氏 2001年11月1日

カリフォルニア州ロスアンゼルス郡コピナ地区児童家庭局副局長ジェイミー・ホルタ氏, 緊急対応課スーパーバイザー: バージー・ボイキン氏インタビュー, 2001年11月1日

カリフォルニア・ホスピタルメディカルセンター・ピコユニオンファミリーセンター・スーパーバイザー: レルダ・シャバズ氏インタビュー, 2001年11月2日

カリフォルニア州ロスアンゼルス郡児童家庭局本部・公務副局長パトリシア・マテシク氏, 2001年11月2日

カトリック・チャリティー・ディレクター: マーシャ・スプリングル氏インタビュー, 2001年10月24日

フォーレストデール専務取締役ジョイ・フォーリー氏インタビュー, 2001年10月25日

ニューヨーク・チルドレンズ・エイド・ソサエティー局長ジャン・フォーリー氏インタビュー, 2001年10月25日

ニューヨーク市子どもサービス管理局 (ACS) ・パーマネンシー促進課ディレクター: アジア・シャンパーグ氏インタビュー, 2001年10月26日

オハイオ州ルーカス郡児童福祉局・地域開発課マネージャー: ベス・レザーマン氏, ペアレント・エデュケーション・ユニット・スーパーバイザー: スーザン・ダンドルー氏インタビュー, 2001年10月30日

Reppuchi, N., Britner, P., & Woolard, J. (1997). Preventing Child Abuse and Neglect through Parent Education. Baltimore, Maryland: Paul H. Brooks Publishing Co.

ワシントンDC高位裁判所ファミリーカウンセリングサービス・スーパーバイザー: ドロシア・ウオーカー氏, ファミリーカウンセラー・ベン・ハイマン氏インタビュー, 2001年10月22日

ワシントンDC児童家庭サービス局スーパーバイザー: ペノイ・トマス氏インタビュー, 2001年10月23日

Wetzel, L. (1996). Teaching Parents of Young Children: A Curriculum in 12 sessions. Parent Power Pages. Washington, DC: Child Welfare League of America

ドイツにおける児童虐待への法的対応

茨城大学人文学部社会科学科助教授

（現 中央大学法学部教授）

鈴木 博人

## I 本稿の対象

本稿は、児童虐待が行われた、もしくは、虐待の存在が疑われるときの公的機関による介入をめぐる、ドイツ民法（以下では BGB と記す）と福祉法たる「児童ならびに少年援助法」（Kinder- und Jugendhilfegesetz、以下では KJHG と記す）がどんな制度を用意しているかを見るものである。被虐待児を保護した後の長期的な処遇や刑法的対応は扱わない。

日本では、児童虐待への対応にあたって親権が強すぎるのでこれを制限すべきだという声もある。しかし、親権は、第三者との関係、例えば学校における子どもの人権侵害事件などでは、子どもの権利擁護のために重要な役割を果たす。この点については、児童虐待は、特別な、いわば病理現象なのだから、特別法を制定して、児童虐待事例に限定して、親権制限を強力に行えばいいという考え方も成り立たないわけではない。他方、親権制度の全体構造との整合性も考えて、児童虐待に対応する法制度を構築していく道もありうる。

ドイツでは、何よりもまず基本法6条2項1文で「子の養育および教育は、父母の自然の権利であり、かつ、何よりもまず父母に課せられている義務である」と規定されている。また、同条3項では、「子は、教育権者に故障がある場合、または、子がその他の理由から放任されるおそれがある場合に法律に基づいてのみ、教育権者の意思に反して家庭から引き離されることが許される」と規定されている。この基本法の立場があるため、安易に父母の権利を奪うことはできない<sup>2</sup>。

## II 虐待家庭への介入の法的根拠

虐待の通報があった場合に、少年局が介入できる法的根拠は、KJHG42条と43条である。しかし、これらの法規定によっては、親の権利を制限するということができない。親の権利制限は、民法1666条を根拠にして司法判断に委ねられている。本章では、これらの条文の内容を解説し、KJHGと民法との関係を明らかにする。

### （1）KJHGによる虐待対応

KJHGの基本的性格は、父母を通じて家庭を援助し、その結果家庭が崩壊しないようにするというものである。児童ならびに青少年の保護のための仮の措置を定めたものが、KJHG42条と43条である。これら二つの条文をやや詳しく見てみる。

#### KJHG42条 児童ならびに青少年の緊急一時保護

（1）児童あるいは青少年の緊急一時保護とは、

- 1.適切な人物、あるいは、
- 2.施設、あるいは、
- 3.その他の面倒見がなされる居住形態

の下での、児童あるいは青少年の一時的な託置をいう。

緊急一時保護中、児童あるいは青少年の必要な生計費ならびに疾病援助は保障されねばならない。緊急一時保護にともない、児童あるいは青少年には自分の信頼する人物に通知する機会が遅滞なく与えられねばならない。緊急一時保護中、少年局は、監督、養育ならびに居所指定の権利を行使する。その際、身上配慮権者あるいは養育権者の推定される意思是、適切に顧慮されねばならない。少年局は、児童あるいは青少年の福祉を配慮し、児童あるいは青少年にその現状において助言して、援助と支援の可能性を明示しなくてはならない。

(2) 児童あるいは青少年が、自ら保護を求める場合、少年局は、その児童あるいは青少年を保護しなくてはならない。少年局は、身上配慮権者もしくは養育権者に、遅滞なく、緊急一時保護を知らせなくてはならない。身上配慮権者あるいは養育権者が、緊急一時保護に異議を唱える場合には、少年局は、遅滞なく、

- 1.児童あるいは青少年を身上配慮権者に引渡すか、あるいは、
- 2.児童あるいは青少年の福祉のために必要な措置についての家庭裁判所の判断を得なくてはならない。

身上配慮権者あるいは養育権者に連絡できない場合には3文2号を準用する。

(3) 少年局は、児童あるいは青少年の福祉にとっての差し迫った危険が、緊急一時保護を必要とする場合、その児童あるいは青少年の身体、生命にとっての危険、もしくは、第三者の身体あるいは生命にとっての危険を回避するために必要な場合に、かつ、その限りでのみ許される。自由の剥奪は、裁判所の決定がないときには、遅くとも、この剥奪開始の翌日の満了をもって終了させられねばならない。第2項第2文から第4文が準用される。

#### 第43条 身上配慮権者の同意なき児童あるいは青少年の引取り

(1) 児童あるいは青少年が、身上配慮権者の同意を得て、〔身上配慮権者とは一著者の補足〕別の人物あるいは施設に滞在しており、かつ、民法1666条の要件が存在するという推定を正当化する事実が認められる場合は、少年局は、危険が差迫っているときに、児童あるいは青少年を滞り場所から遠ざけて、適切な人物、施設あるいはその他の面倒見を行う居住形態に託置する権限を有する。少年局は、身上配慮権者に、遅滞なく、当該措置について通知せねばならない。身上配慮権者が同意しない場合には、少年局は、遅滞なく家庭裁判所の判断を仰がなくてはならない。

(2)第42条第1項第2文から第5文が準用される。

これら二つの規定に共通しているのは、子どもの福祉が危険にさらされていて、緊急かつ必要な場合に、少年局に子ども（児童・青少年）を保護するための直接的

な行動をとることを認めている点である。子どもを保護するために直接行動する、つまり少年局が介入することを規定しているが、この介入はあくまで一時的な仮のものにすぎない。しかし、少年局が一時的にであろうと介入できる権限をもったため、児童虐待や性虐待について重要な機能をもつ規定である<sup>3</sup>。ただし、これらの規定は虐待だけを対象にしたものではない<sup>4</sup>。

#### a) KJHG42 条

##### ①危機介入への端緒

少年局が介入するのは、まず第一に児童・青少年(以下では、便宜上単に子どもと称することもある)の求めに基づき緊急一時保護が行われるときである(2項)。第二は、児童・青少年に差迫った危険があるときである(3項)。

子ども本人の求めによる事例で、もっぱら想定されるのは、親子間の葛藤・紛争事例である<sup>5</sup>。これらの事例での子どもからの申し立てについては、その信憑性が問題になることが考えられる。しかし、子どもが保護を求める本来の理由は、緊張が解け、十分な話し合いが行われてからようやく明らかになるのが通例である。そこで、保護を求めるための入口では、親との葛藤を抱えている子どもにとって有効な援助が得られ、面倒でない申し立ての道が開かれていなくてはならない。この理由から、本条2項の要件は、子どもからの求めだけで特にその理由を子どもが示す必要はない<sup>6</sup>。そもそも子どもが少年局に保護を求めてくること自体、親子間の葛藤が激しくなっている証拠だと解するのである<sup>7</sup>。

次に、子ども本人からの求めはないが、子どもの福祉に危険が迫っている場合に、少年局はその子どもを保護しなくてはならない(3項)。子どもの福祉の危険が、警察、教師、身内の者、隣人というような第三者によって少年局に連れてこられるケースである。主として青少年を危険にさらす場所(売春とか薬物使用という環境)で、警察によって捕えられた未成年者で、親に面倒を見られていない者である<sup>8</sup>。この他にも、身内の者や教師、隣人によって、放任、身体的虐待、自殺の恐れ、性的虐待、家庭の危機、アルコールや薬物依存を通報されて、少年局自らが保護する場合も含まれる<sup>9,10</sup>。

以上のような仕組みの少年局による危機介入が有効に行われるためには、児童・青少年にとっては、少年局が遠すぎなくてはならないし、反対に少年局にとっては、できるだけ迅速に通報等に対応できなくてはならない。そのため、少年局はもちろん関連する福祉機関の住所・電話番号が一般に周知されなくてはならない。危機介入ケースでは、ソーシャルワーカーは、連絡を受けておおよそ1時間で到達可能でなくてはならないとされ、心理学者や児童精神科医や精神療法医と緊急電話によって連絡がとれなくてはならないとされている<sup>11</sup>。

##### ②少年局が子どもの緊急一時保護後行わなくてはならない事項

1)子どもに信頼する人物へ通知する機会の付与(42条1項3文)

この機会の付与は、信頼する人物との接触が子どもの葛藤を和らげるために設けられている。したがって、虐待事例よりも親子間の葛藤・紛争事例がむしろ念頭に置かれた事項といえる。具体的には、配慮権をもたない方の親、友人、隣人、教師等であるが、子どもが信頼する者ならば誰でもいい<sup>12</sup>。ここでいう信頼する人物とは、少年局の目からは信頼できる人物とは見えなくても子どもの希望が優先する。例外は、その人物が **BGB1666** 条でいう子どもの福祉を危険にさらすことになるのをもつともであると思わせる事実が存在するときで、この場合には少年局は、子どもがそのような人物と接触することを差し止めるよう義務付けられている。最初の連絡希望者が危険な人物と判断され、面会できないときには別の信頼の置ける人物への通知が認められねばならない<sup>13</sup>。

#### ロ) 身上配慮権者あるいは養育権者（父母）への通知(42条2項2文、3項4文)

子どもの緊急一時保護は、遅滞なく、少年局によって身上配慮権者もしくは養育権者に通知しなくてはならない。父母への通知が、子どもにとっては好ましくないこと（例えば、父母が、子どもの緊急一時保護の事実を知り、異議を申し立てて、子どもの即時引渡しを求める）もあるが、それでも父母への通知は必要である<sup>14</sup>。

少年局が身上配慮権者・養育権者に行うべき通知の内容は、子どもの居場所がわかるように、施設の名称や住所が知らされねばならない。しかし、児童虐待事例では、例外として緊急一時保護を行ったという事実だけが通知されればいい。身上配慮権者自身が子どもの福祉を危険にさらしたり、その危険を回避できなかった場合、居場所を教えることにより子どもに直接的な危害が及ぶ恐れがあるから（性的虐待などはその典型である）である<sup>15</sup>。

なお、子どもの居場所を正確には教えない通知のときには、そのことを家庭裁判所に報告しなくてはならない。居場所を教えないことが正当かどうかは、家庭裁判所による判断に委ねることになる。

以上のように、子どもの緊急一時保護措置をめぐっては、父母へ通知するか家庭裁判所の決定を仰ぐかしくはならないように定められている。

#### ハ) 身上配慮権者が少年局の措置に異議ある場合(42条2項3文)

身上配慮権者・養育権者が、少年局による子どもの緊急一時保護に異議を唱える場合、少年局のとるべき道は二つである。一つ目の道（3文1号）は、子どもを身上配慮権者もしくは養育権者に引渡すことである。引渡しにあたって少年局が行うべきことは、身上配慮権者・養育権者に迎えに行く場所を明示し、引渡し準備をしておくことである<sup>16</sup>。さらに、引渡しに際して、身上配慮権者に少年局が提供する援助について助言しなくてはならない<sup>17</sup>。二つ目の道(3文2号)は、子どもの福祉に必要な措置について家庭裁判所の判断を求めることである。ここでの家庭裁判所の任務は、単に身上配慮権者からの異議申立てを受けての、少年局による子どもの緊急一時保護の適法性の承認、その緊急一時保護の継続を命じることだけではない。

保護した子どもに対して、さらに必要な措置を講じることである。少年局は、KJHG42 条により、たしかに未成年者を仮に保護する権限を与えられてはいるが、これはあくまで一時的なものにすぎない。配慮権者の明示の意思に反する居所指定権を KJHG42 条は付与していない。そうした身分的效果を伴う事柄については、家庭裁判所が、司法判断を下す必要がある。具体的には、特定の援助を求めるように父母を義務づけること、親の配慮(権)の剥奪、保護人(Pfleger)への親の配慮に関する事柄の委譲等である<sup>18</sup>。これらは BGB1666 条による措置である。親の配慮権との抵触、もしくは、配慮権の制限に関連する事柄はすべて BGB1666 条に基づき家庭裁判所により司法審査・判断を受けるのである<sup>19</sup>。

## 二)自由を剥奪する措置 (42 条 3 項 2 文、3 文)

自由を剥奪する措置とは、抽象的には、「児童あるいは青少年が、ある特定の限定された場所に引き止めて置かれて、その滞在が常時監視されていて、保護措置によるその場所の外部の人たちとの接触」が妨げられていることをいう<sup>20</sup>。アルコール中毒患者療養所、薬物中毒者用施設、精神病院での入院治療と自由の剥奪は法的には結び付けられている。そのうえ拘束・拘禁による行動の自由の全面的制限が加わる。したがって椅子への患者の固定といったこともある<sup>21</sup>。外出時間の制限、夜間の建物の閉鎖といったこと（これらは、児童・青少年の年齢では通常見られることである）は、自由の制限であって、本条項でいう自由の剥奪ではない<sup>22</sup>。

このように自由を剥奪する措置は、きわめて重大な事態をもたらさるので、その要件は厳しくなっている。つまり、児童・青少年にとっての差迫った危険があるだけでは足りず、児童・青少年の身体、生命にとっての危険、第三者の身体、生命にとっての危険を回避するのに必要な場合に、かつ、その限りでのみ、自由の剥奪は認められるのである（2 文）。少年局が、子どもを緊急一時保護する権限をもつ場合でも、それが自動的に自由を剥奪する措置を行う権限をもたらすものではないということである<sup>23</sup>。

自由を剥奪する措置により子どもが閉鎖的施設に收容されるとき、それら子どもの意思に反して行われることが多い。身上配慮権者もしくは養育権者、あるいは、未成年の子ども自身が、閉鎖的施設への收容に同意している場合には、自由を剥奪する措置は本条によるのではなく、BGB1631 条 b<sup>24</sup>にしたがって、家庭裁判所の許可を要するのである。

こうした特色をもつ自由を剥奪する措置は、基本法 104 条 2 項 3 文<sup>25</sup>の規定を受けた本条項 3 文にしたがって、家庭裁判所の判断を仰がなくてはならないのである。この判断がない場合には、自由を剥奪する措置は、その開始から最大限でも 48 時間で終了しなくてはならないのである。また、はじめからこの期間内で終了する予定で自由を剥奪する措置をとったときも、遅滞なく家庭裁判所の許可が得られねばならない<sup>26</sup>。

なお、自由を剥奪する措置に関して注意しなくてはならないのは、性的虐待事例

の取り扱いである。KJHG9条3号<sup>27</sup>に男女平等に関する規定が置かれているが、性的虐待を受けた少女のためには、特別に少女の家、あるいは、その他少女のための避難所が必要である。このような少女のための特別な避難場所は、自分の家庭での性的虐待ケースのほかに、養育家庭や施設での性的虐待ケースに対応するためにも必要であるとされている。そして、これら避難場所は、常時利用できるようになっていなくてはならないとされている<sup>28</sup>。

### ③緊急一時保護中の少年局の権限(42条1項4文)

本条は、児童・青少年の保護のために必要かつ緊急な事例での、少年局による危機介入について定めている。危機介入が行われる前提には、親子間の重大な葛藤、虐待、性的虐待、アルコールや薬物濫用による子ども自身の危険といった状況がある。このような状況では、法的・形式的には父母に配慮権・養育権が存在するが、現実には父母自身が子どもの福祉を守りながらその子を養育することは困難である。そこで、危機介入して子どもを緊急一時保護中、少年局が、監督権、養育権、居所指定権を行使できる権能を定めているのである。注意すべきは、これらの権利自体は、父母に帰属しているので、本条項は、これら身上配慮権の一部を事実上少年局が行使できることを定めただけだということである。父母の身上配慮権の制限や喪失が行われているわけではないのである。そこで、少年局には子どもの代理権は付与されていない<sup>29</sup>。

本来父母の権限に属する配慮権自体が少年局に移ったわけではないので、身上配慮権者・養育権者の推定される意思を顧慮することが義務づけられている。ただし、具体的に、緊急一時保護の時間的な制限も考えると、身上配慮権者の具体的な意思内容の確認は無理である。この意思確認は、少年局の措置が、BGB1666条aが規定する相当性の原則に抵触しないようにすることでとってかわるものである<sup>30</sup>。

## b) KJHG43条

### ①JHG43条の独自の意義

本条が対象にするのは、身上配慮権者の同意を得て身上配慮権者以外の人物の膝下や施設にいる児童・青少年である。ここでいう人物・施設は、身内の者、友人、学生寮等形態の如何を問わずに、子どもが滞在している場所をいう。しかし、とりわけ念頭に置かれているのは養育家庭（里親家庭）である。これらの子どもについて、BGB1666条の要件たる子どもの福祉の危険が差迫っているときに、危険にさらされている子どもを引取って、別の場所に一時的に託置できる少年局の権限が本条で規定されている。子どもの緊急一時保護の法的根拠を規定したKJHG42条より国家の監視人としての資格をより前面に出した規定である。この規定が対象にするのは、あくまで身上配慮権者以外の者の膝下もしくは施設にいる子どもであって、身上配慮権者（父母）自身の下にいる子どもは対象外である<sup>31</sup>。

児童虐待との関連でいうと、施設や養育家庭での虐待事例では、少年局が子ども